

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

ひとり親世帯の支援のため、給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①か②のいずれかに該当する方

① **公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**

（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

② **食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方**

※上記に該当しても、ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。また、さかのぼって支給要件を満たさないことが判明した場合、当給付金を返還していただきます。

※②は、令和5年1月以降から申請日時点までの収入により判定します。

※令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方及び新たに令和5年4月分の児童扶養手当受給者となった方は申請不要で支払われますので、あらためての申請はできません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**申請が必要**です（申請期限：令和6年2月29日）。必要書類、提出期限等の詳細は、提出先となる**お住まいの町村役場**へお問い合わせください。給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **こども家庭庁コールセンター**
0120-400-903
（受付時間：平日9:00～18:00）

■ **お住まいの町村役場の児童扶養手当担当窓口**



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。